

## 環境教育映像（映画フィルム・ビデオテープ）の貸出要領

**目的** 環境教育映画を学校、地方公共団体等に無料で貸し出すことにより、環境問題に関する正しい認識と理解を求めめることを目的としています。

**対象** この環境教育映画は、幼稚園教育、学校教育等の場はもちろん一般の社会教育の場においても広く利用できるように製作してあります。

- 手続**
- 1 予約の申し込み  
上映映画の題名と貸出期間が確定したら電話で申し込んで下さい。  
担当が申し込みのフィルム・ビデオが予約申し込み期間にあいているかどうかを調べ、貸出の可否をお知らせします。
  - 2 書類送付  
貸出がきまりましたら、貸出申込書、受領書、利用報告書を送ります。
  - 3 貸出申込書の提出  
上映映画の題名、貸出期間等を記入し、貸出申込書をお送り下さい。
  - 4 フィルム・ビデオを受領  
当協会は、貸出申込書を受領したら、フィルム・ビデオを発送します。  
フィルム・ビデオを受け取り次第、受領書、利用報告書を送ります。
  - 5 貸出料及び送料の振り込み  
(1) 貸出は無料です。ただし、送付の場所は送料をいただきます。  
(2) 送料は後日請求書を送りますので、下記に振り込んで下さい。  
三井住友銀行本店営業部 郵便振替預金口座  
普通預金5435009 東京00120-6-59481  
財団法人 日本環境協会 財団法人 日本環境協会
  - 6 返納  
使用後は直ちに返送して下さい。
  - 7 利用報告書の提出  
上映映画についての意見、感想などを記入した利用報告書を提出して下さい。

**貸出条件** 利用者は、次の条件をお守り下さい。

- (1) 映画フィルム・ビデオテープは善良な管理者の注意をもって取り扱い、その効率的な使用に努めて下さい。
- (2) 貸出期間は1週間程度とし、数回程度の上映を原則としてます。イベント等での連続上映などの目的ではお貸出できませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 映画フィルム・ビデオテープは、転貸しないで下さい。
- (4) 映画フィルム・ビデオテープは、貸出の目的以外の目的のために使用しないで下さい。
- (5) 映画フィルム・ビデオテープは、指定された場所以外の場所では使用しないで下さい。
- (6) 映画フィルム・ビデオテープは、改造しないで下さい。
- (7) 映画フィルム・ビデオテープは、返納期日に（財）日本環境協会に返納して下さい。
- (8) 映画フィルム・ビデオテープは、利用者が貸出条件に違反したとき、又は日本環境協会理事長が特に指示したときは、その指示するところに従い、すみやかに返納して下さい。
- (9) 映画フィルム・ビデオテープを紛失し、又は破損したときは、ただちにその旨及び理由について詳細な報告書を日本環境協会理事長に提出し、その指示に従って下さい。
- (10) 貸出料は無料ですが、送料については負担して下さい。